

# 法曹養成教育と法律実務における改革 ——日米比較の示唆するところ——

Marquette Univ. Law School 教授 Michael P. Waxman  
訳：甲南大学法科大学院教授 土佐和生

本稿は、平成27年4月6日（月）に、本学法科大学院の授業科目「企業法務論」における特別講義として、米国の Marquette Univ. Law School のワックスマン教授が行った講演の記録である。同氏は、コーネル大学経済学部を卒業後ボストンカレッジ法科大学院を修了、行政法・反トラスト法・国際取引法等を専門とし、現在、上記 MULS 教授であるとともに、メリーランド州およびウィスコンシン州の弁護士資格を有し、ミルウォーキーに所在する弁護士事務所 Godfrey & Kahn で実務法曹としても活躍されてきた。同氏は、かねてより国際取引・国際関係等について全米およびウィスコンシン州の弁護士会等の公職にも多数参画し、日本および日本法に造詣が深い。MULS はウィスコンシン州ミルウォーキーに所在し、2015年度、U.S. News & World Report の法科大学院ランキングで全米105位に位置する LS であり、民事紛争処理法（8位）・知財法・スポーツ法および夜間と土日とする法曹教育（17位）等で高い評価を得ているとともに、実務臨床的な法曹養成教育に積極的に取り組んでおり、69名の専任および非常勤教員を擁して教員学生比率は14.4対1と良好な学修環境にある。訳者として、同氏に講演およびその翻訳・公表をご快諾いただけたことに感謝する。

## 【講演】

### 1 はじめに<sup>1)</sup>

現在、日本の法学研究者、実務法曹および政府関係者の方々は、日本の法曹教育制度の危機に対処する最善の道を探して奮闘されておられます。こうした指導者のうちには、2004年以前に存在していた仕組み（structure）への回帰をずっと唱道されてきた方もおられます。また、別の指導者には、今進もうとしている道に止まるのではなく、1990年代に始まったこの動向をさらに前に進ませることに尽力される方もおられます。もちろん、どのような法曹養成制度の方向性が日本社会の実需に最も応えることになるかを決めるのは、日本の指導者の方々でなければならず、またそうなりますでしょう。旧来の仕組みへの回帰は一時しのぎの安定をもたらすかも知れませんが、2004年に始まった日本の法曹教育制度の変容の基礎となった国の法曹養成制度において日々働いてきた部外者の目から見ますとき、旧来の仕組みに避難するよりも、いまこそ新たな日本の法曹教育の仕組みを構築する好機ではないかと思えます。実のところ、私は、現行制度の持続的な展開は、日本社会の実需、特に中小企業の実需により良く応えることのできる法曹を生み出すことになるものと楽観しています。

これから、私は、日米の司法制度およびそれらを支える法曹教育制度の明らかな違いに言及しまし

1) この講演にあたり、MULS における私の研究助手（research assistant）である Stephen Veit 氏には大変お世話になった。記して謝意を表す。

て、その後、私が見ますところ、日本の法曹教育の発展、および法的に訓練された人材（personnel）が現代日本社会を効果的に象徴できるはずの潜在的な力を制約付けている幾つかの要因についてお話ししたいと思います。実際、日本の現行法曹教育の仕組みがアメリカ流の法曹教育に準じたものに依って立っていることは、日本に、日本社会とそれに付随する司法の仕組みにとっての変化していく必要性に最も上手に適合する法的に訓練された人材を将来もたらすでしょう。

ご承知の通り、明治維新から2004年まで、法曹教育と法律実務において日米はかなり違う道行きをたどって参りました。18世紀後半に起きた英国からの米国独立戦争の後、米国は英国コモンローの亜種（version）を採用しました。このコモンローの伝統は、特定の法律上の争点に関する判例法の進展に基礎付けられており、立法される制定法によって補完され、その後の判例法によってさらに進化せしめられるものです。したがって、米国の法科大学院の学生は判例法と制定法を学び、それを踏まえて、問題となっている法の分野で生じ得る新たなまたは潜在的な論点の検討においてこの背景的な知識を当てはめるのです。他方、19世紀後半以降、法律と法曹教育での日本の道行きは、(近代)大陸法（civil law）の伝統を採用した様々な当局（legal authorities）による判決や決定から当然に生み出されてきました。大陸法の伝統にしたがって（また、それ以前から存在する日本法との幾ばくかの違いを伴って）、日本法とその法曹教育は行政規則（codes）と制定法の上に打ち立てられており、法の様々な準則の安定性に大きく力点を置き、理論と実務を実践的に解決するという課題にさほど力点を置いてきませんでした。

両国の法曹教育には明らかな違いがあることを示す簡単な例が、たくさんございます。2004年以前、日本の法曹の訓練の基盤は学士課程での法曹教育にありましたが、それに続いて司法研修所への入所許可を得るための「司法試験」がございました。皆さ

んがよくご存じのように、近年の「司法試験」合格者数の増加にもかかわらず、合格率はとても低いものでした。入所を許されて後、司法研修所は、こうしたエリート学生を、裁判官、検察官または実務弁護士になるための簡便なインターンシップという法曹三者の結合システム（tripartite system）を通じて訓練します。この過程における各ステップは、大陸法の伝統に合わせて行われます。司法研修所修了の後、このようにして法的に訓練された者がいったん自らのキャリアを選択しますと、彼らは自分の法曹としてのキャリアの残りのほとんど全てをそこで過ごします。学士課程で法学を学んだけれども司法試験を受験する代わりに政府や企業に雇用されることを選んだ、（学士課程での）もう一方のグループとはほぼ同様に、司法研修所の修了者も、そのキャリアにおいては、水平的な移動に比してごく僅かずつに垂直的に昇任しつつ、その垂直的な階層的雇用制度を上っていくのです。さらに、最近になって弁護士のなかには国際貿易実務を手助けする機会をもつ方も増えてきましたが、特に大企業にとって弁護士とは、まずは訴訟の代理人を務める者だったのです。

こうした日本式の法曹教育とは異なり、米国では学士課程の学生は広くさまざまな学問を学び、法律は減多に学びません。実際、米国の法科大学院は法科大学院に進学しようとする者に対して、学士課程の学生として（また、学士課程卒業後の法科大学院に進学する前の年度であっても）自ら興味を持つことを探求するように推奨しています。しばしば、こうした興味は法律の学修からは、かけ離れています。院生のなかには学士課程を卒業後数年してから法科大学院に進学しようとする者も多いのですが、大半の院生は、学士課程の上級年次の間に法科大学院への入試に志願します。入試選考にあたって米国の法科大学院が考慮する一次的な要素は学士課程での成績（grades）と、1950年代後半以降に標準化された法科大学院入学試験（LSAT）と呼ばれる試験の成績です。公正な範囲の限り、米国の法科大学院に行きたいと思う者は誰でも、その者に入学

許可を与える法科大学院を見つけることができます。しかしながら、法科大学院の評判の序列は、しばしば入学を許可された者を最高の評判とLSATで最も高得点の法科大学院に進むように導く事実上の仕組みを作り上げています。法科大学院を修了しますと、大半の院生は、「司法試験 (bar exam)」を受験します。米国では、司法試験は法科大学院修了者が法律上の基本的な学識と倫理準則 (standards) に関する知識を有しているかを判別するための試験です。各州が、各々の司法試験の実施と成績評価に当たっています。司法試験合格率は各州によって異なりますけれども、日本の合格率と比べると高くなっています。この司法試験に合格しますと、法科大学院修了者は法曹になり、法律のあらゆる分野において実際に実務につくことができます。さらに、法曹としてのキャリアのすべてに亘り、実務弁護士 (private practitioners)、法曹資格を有する公務員 (government lawyers)、企業内法曹 (corporation lawyers)、検事および判事という法曹としての職種間での水平的な職務の移動には、大きな潜在的 가능성이ございます。もとより、コモンローの制度においては、準法曹 (例、司法書士、行政書士等) のような職種はございません (ので、これらに相当する職種への潜在的な移動可能性もございません\*訳注)。

近代史の大半において日米で法律の基盤とそれに付随する法曹教育過程には違いはございますけれども、「準アメリカ流」とも称されます、近時の日本における法曹教育は、日本での法的な訓練と教育に深刻な断層面をもたらしてきました。また、日本の法曹教育の制度 (structure) と運用 (operation) における部分的な変容は、日本国内での大陸法的な伝統の変化に適合するようにはなっておりません。最後に、日本の法曹教育の一部に準アメリカ流の法曹教育制度を取り込む際に、過去20年ないし30年間に亘って試みられてきた現代の米国法曹教育におけるより実務的な側面の多くが十分には熟慮されず、あるいは少なくとも含められなかったのです。今な

お、この過去20年ないし30年間に亘る米国法曹教育の再編成 (restructuring) は、非常に重要で、かつ動的なものとして続いています。米国の教育者も、また実務法曹も、こうした変容を21世紀の法曹養成にとって不可欠のものと考えています。日本の法曹教育の基本理念 (goals)、制度および運用に関する判断は、あげて日本の法曹コミュニティのなかでなされるものではありませんが、米国法曹教育でなされてきた改訂や見直し (revisions) を参酌することは、米国法曹教育の性格付けや理由付けについての洞察を引き出し、そしてそれを通じて、日本の法曹教育コミュニティに準アメリカ流の法曹教育過程を続けるための刺激をもたらすでありましょう。

## 2 法曹教育と法律実務の改革の必要性

皆さんの多くはオズの魔法使いという米国の映画をご存じでしょう。この物語は割合単純です。カンサスに家がある少女が竜巻に巻き込まれ、オズと呼ばれる国で目覚めます。彼女は、良くも悪くもいろいろな経験を重ねつつエメラルドシティを目指します。そこで彼女は、大魔法使いのオズに会って、カンサスに帰してもらえよう願うのです。ある意味で、2004年に始まる「準アメリカ流」の法曹教育を採用した日本の法曹養成の実験的試みは、カンサスでのこの竜巻に似ていると、私は思います。この「準アメリカ流」の法科大学院という竜巻は、太平洋戦争後の時代に付け加えられた法律制度を除いて、他のいかなる経験を通じてももたらされなかったほど日本の法律生活と思考方法の安定性を崩壊させてしまいました。この「準アメリカ流」の法科大学院という竜巻は、日本の法曹教育に対してたくさんの新しく多様な、そして興味深い道筋を導いています。カンサスから来た少女と同じく、それは日本法がこれまで達成してきたものの真価をいっそう高めるだけでなく、法的に訓練された人材が現代日本社会の実需にもっと有効に答えることができる備えをももたらすであろうと、私は思います。

2004年の「準アメリカ流」の法科大学院という竜巻があり、「司法試験」合格者の数が増えることを知りまして、日本の法科大学院に進学したいと願う多くの志願者が、これらの新しい専門職大学院としての法科大学院に群れをなして飛んでこられました。確かに「司法試験」合格者の数は増えましたが（また、以前より多くの方が司法研修所に入所されておられますが）、旧試験の実情と比べて、この試験の合格率は、実質的にはさほど増えておりません。さらに、学士課程段階で法律を学んでいない方々について法科大学院で追加的な修了年限を求めているのではありますが、学士課程段階で法律を学んでいない方々の合格率はたいそう低く、かつ漸減しつつあります。その結果、この間、（特に、学士課程段階で法律を学んでいない方々について）法科大学院志願者数は急激に落ち込んでおります。結局、司法研修所に入所できる人数の増加に伴い、法曹の数も増加してきました（判事、検事の人数はほとんど増加しておりませんので、この増加の大半は弁護士になる方々によるものです）。この結果、事務所には雇われない弁護士という問題が生じています。このことは、弁護士の役割に関する認識、政府と大企業によるパターンリズムの伝統的役割などの日本社会の特徴を歴史的に考察しますと驚くには当たりません。しかしながら、すぐ後にお話申し上げますように、日本の法曹教育が日本社会、特に中小企業で生起しつつある実需に目をやるのであれば、この「雇われない問題」を逆転するための大きな機会もあるのです。

（2008年から現在に至る）ほぼ同時期に、米国の法科大学院も志願者の減少と法科大学院修了後の雇用機会の大きな落ち込みを経験してきました。経済法の研究者としては、過剰なまでに法曹が存在しているのであれば、人々は努力して力を入れる得意分野を選び、あるいは市場において自らの法的スキルを用いることができる別の方法を見出すことになろう、という意味で、市場メカニズムが正しく機能していることを観察できるように期待します。米国の

法科大学院の院生は、また法曹になることを認められた者も、しばしばほんの10年や20年前には存在さえしなかった法律の分野において手がけることのできるさまざまな機会、あるいは少なくともそれが今ある形で示されてはいなかったそうした機会に、自らを適合させる必要があることを承知していません。

日本においても、準アメリカ流の法曹教育への傾斜は、日本の法的に教育された人材に新たな扉を開ける潜在的な力をもっています。しかし、法学部の学生、また専門職大学院である法科大学院の院生、さらには「司法試験」後に自ら法曹教育を持続する人々にとっての（教育的な\*訳注）準備は、法的に訓練された若い人々に、日本の法律実務の上記の潜在的な実需のシフトに合わせるさまざまな機会をほとんど与えておりません。日本の大半のビジネス関係のなかにまだ「義理」や「恩」は生き延びてはいるのですが、企業と政府の関わり方と同じく、企業と企業の間でもっと正式に法的な関わり方を求める抗い難い流れがございます。伝統主義者のなかには、法的に訓練されたものの司法研修所に入所できず余剰になっている現代の「浪人」や事務所には雇われない弁護士の存在は、日本社会がなお法的に訓練された人材を有効に利用する用意が整っていないことを示すものだとか、あるいは自らを実需にもっと上手に適合させるべく法的に訓練された方々は実は存在しているのだと信じておられますけれども、同じほど、またはもっと説得的な議論もあります。すなわち、上記の雇われない問題や有効利用されていないという問題も、実は、法律的素養をもつ人材（legal personnel）に日本社会が求めている実務的なスキルを十分に訓練できていない法曹教育過程の産物なのです。（司法研修所を通じての実務的な法的訓練が僅かであることとも相まって）日本の法曹教育における法理論面での法的訓練と、実務的な法的スキルに対する日本社会の変わりつつある実需との間の昨今の乖離は、日本の法曹教育において実務的訓練を受ける機会が制約されていることの、

まさに産物です。日本の法曹教育は、法科大学院の院生を、「司法試験」の厳しく低い合格率に対応するように向けられた教育コースに努力を集中させるべく、実務的訓練を抑制させてしまい、または司法研修所に行けなかった者が法科大学院在籍時に努力して得られた法的スキルの有効利用に欠けるようにしてしまっており、上記の乖離の全体としての効果は、価値ある人材リソースの効率的な利用に失敗してしまっております。

日本の法曹や専門職大学院で法的な訓練を受けた人材にとっての活躍の機会の幅を封じ込めてしまっている3つの要因についてお話ししましょう。まず第1に、法曹教育が暗記に頼り続けています。学士課程の法学部教育では、学生は行政規則や憲法典その他の法典の条文を覚えることに走り、もしあったとしても、法原則を既存のまたは潜在的な法律問題に実務的に当てはめることが全くほとんどありません。なお悪いことに、この過程は、専門職大学院の法科大学院でも別の形で続けられます。さらに、「司法試験」合格に取り憑かれている院生は、後に自らが法律相談を受ける者たちと共に働く方法を学ばせる臨床的またはインターンシップを通じた実験や経験を思いとどまっています。最終的に、院生は、「司法試験」に合格すると、短期間、もっぱらどういう人がそうした職種についているかを観察するために弁護士、検察官および裁判官とともに修習し、その後、どのキャリアパスを歩むべきかを選択することになるでしょう。こうした教育経験には、実務的に法律を当てはめることが抜けています。これとは逆に、米国の法科大学院は、院生に対して、米国法曹協会（American Bar Association）からの要請および促進措置もあって、法科大学院在籍中、インターンシップや臨床的教育を通じて実務的な法律の当てはめに費やされることになる法曹教育向けの単位あたり時間をもっと増やすように求め続けてきました。

第2に、日本の司法書士や行政書士（scriviners \* 訳注、通常「公証人」と訳されるが、文意からこ

うした）等の方々（army）は、中小企業との法律相談で、ある程度の水準の実務的な専門知識を提供することによって重要な役割を果たしてこられました。充分に教育された弁護士や法科大学院修了者には、法律の専門知識や実務的な法的指導が求められる事案において当事者の相談に応じることのできる幅広い範囲の学識がございませぬ。米国では、院生が受ける訓練とは、彼らに、依頼者が必要とする分野で、たくさんの法律のおよび法律でない事柄が交錯している領域での専門知識を提供できる準備をすることなのです。院生は、依頼者が日常生活のなかで必要とするであろう幅広い諸問題を学修することに努力を傾けます。特に、院生はインターンシップに参加すべしという（教育課程上の\* 訳注）要件、専門分野での臨床的な経験をjする機会が与えられていること、そして法科大学院在籍時に涵養される別の形でのカウンセリングの専門的な知見は、法科大学院修了後の（先輩\* 訳注）弁護士による指導を彼らが実演する舞台を準備するものとなっております。米国の法科大学院の院生も、彼らが実務につきたいと願う州の司法試験で求められる教育コースを履修することを注視しますが、彼らは、法科大学院在籍時の実務的な教育コースや法律事務所または企業でのインターンシップが修了後の仕事の基盤を提供していることを理解しています。

米国では、法科大学院は、院生に対して、修了後の法律実務に必要となるであろう学識とスキルを提供する幅広い教授陣を有しております。米国の法科大学院では、法理論的な教授陣と実務的な教授陣とが混ざり合っています。加えて、公私の雇形態から選ばれ、経験を積みスキルに溢れた実務法曹が教育補助者として存在し（しばしば、たいそう薄給に過ぎませぬ）、実務的な教育と訓練を院生の法科大学院在籍時に提供しております。

このような米国の法科大学院の院生とは異なり、日本で学修している院生の場合、法律の実務経験を有していない教授から教えられることがしばしばです。こうした先生方は大変学識が深く、その学識を

院生に教授することにご熱心でおられるのですけれども、その大半は、法律の実務的な訓練それ自体をお受けになってはおりません。さらには、日本で法律を学ぶ学生や院生は、法科大学院修了後に互いに競い合うことの助けとなるであろう実務的なカウンセリング経験を、歴史的に、避けてきました。このことの一部は、司法研修所に入所できない法的に訓練を受けた人材を非効率にしか利用していないことによるものでしょう。実際、近時の「予備試験」の創設は、学士課程の法学部教育と法科大学院教育の双方における上記の実務教育への要請をそのまま放置するおそれがあるものです。予備試験合格は、その結果、司法研修所への入所に先立って、法律に関する実務教育を経験しないままにもしてしまいます。

最後に、日本の法曹教育に携わる方々は、日本のビジネス関係一般に生じている近時の重要な変化、何世紀にも亘って存在してきたそれから離れつつある、企業と政府との間の法的な関わり合い方 (patterns) をあまり教えようとされないように思われます。このことは、法科大学院の修了者が潜在的な雇傭を見出すことができるかも知れないような分野で特に顕著です。行政法における改革、大企業が政府にいつその透明性を求める動きの強まりから、中小企業は、従来の大企業との取引において与えられるよう頼ってきた匿名性と政府によるオンブズマン的な役割を失ってしまいました。その効果は、政府による間接的な権限が容赦なく低下してしまったことです。同時に、多くの大企業は、中小企業との契約において、もっと法律的に詳細かつ執行可能な文言を、次第に用いるようになってきています。これら2つの要因が、中小企業を、かつていかなる時代にもなかったような立場に置いてしまっています。司法書士、行政書士、税理士およびその他の専門的な助言者による支援 (backgrounds) ではなく、上記の変化は、法科大学院の修了者が固有に (uniquely) 提供し得る専門知識や経験、特に実務的なカウンセリングを通じて訓練されるそれらを求

めております。さらに申せば、これは、裁判所の構成員 (officers) としての法曹は、当事者が実効的に訴訟代理されることを確保すべく行動しなければならないという、法曹本来の義務および社会の期待を示すものです。これはまた、修了後の雇傭において法科大学院の修了者の責務ともなり得ることでしょう。依頼者に対する助言やこれを代理することにおいて信義と誠実に基づいて行動する (act in good conscience) 司法書士、行政書士その他の助言者の最善の意図にもかかわらず、彼らの限定的な専門知識は有効さの限られた代理しか提供できません。

### 3 結論

米国の法科大学院は、ここ20年以上に亘り、法律の実務的な側面を教えることに努力を傾けて参りました。基礎的なスキルさえ認識しておれば、法曹は、依頼者の実需に応えなくてはなりません。ほとんどの米国の法科大学院は、学理的な教育課程をはるかに超えて、いまや実務的な訓練に決定的な力点を置くようになっております。その訓練は、補助的な教員として教える実務弁護士裁判官および検察官を通じてなされ、また法科大学院の院生にとっては修了後に将来の依頼者となるかも知れぬ者を助けるためのインターン先で働く機会を通じてなされております。

以上眺めました通り、約10年前、日本の法曹教育に準アメリカ流の法曹教育を付け加えたことは、日本を岐路に立たせてしまいました。私は、変化しつつある日本社会の特徴が、日本において準アメリカ流の法科大学院が広がることを保証するものと確信しております。もとより、このことは米国の法科大学院が模倣されなければならないとか、まねられることになろうと申し上げたいのではなく、むしろ日本におけるあらゆる物事とほぼ同じく、日本の法曹教育がいかなる道を辿ろうとも、それは日本社会の仕組みと実需に適合するものでなければなりません。

ん。私がお示唆申し上げましたことのすべては、既にこの道を進んで参りましたが、それを取り込むために、あるいは順応するために米国の法曹教育のいずれの部分を探り上げようと、またはそれらを選別しようとも、さらには旧来のモデルに回帰しようとも、いまこそが、日本の法曹教育が前に進むことになる道の選択のときであるということでございます。この旅の道の選択の過程の一部として、日本の法曹教育は、今日の、またすぐに次の世代が歩むことになる日本社会を教えるものでなければならないということでございます。エメラルドシティにはたどり着きました。いまや、決断しなければならないのは、日本がどの道を選ぶべきかでございます。

\* 質疑応答を省略。

#### 【配布資料】「米国の法曹教育—実務教育重視への動向」

この10年間、米国の法曹教育制度は大きく変化してきた<sup>2)</sup>。LSATテストの受験者数は、過去4年間の学年歴ごと、ピーク時の2009-10年度の171500名から2013-14年度には105500名へと落ち込んできている<sup>3)</sup>。2009-10年から2013-14年のLSATテスト受験者数の落ち込みは、実に40%に近い。

当然、LSAT受験者数の落ち込みは、法科大学院に志願者数の減少をもたらすであろう。Law School Admission Councilによる2005年秋から2014年秋までの間のデータを見ると、(ABAの)認証を受

けた法科大学院に対する志願者数は、95800名から55700名へと落ち込んでいる<sup>4)</sup>。このことは、法科大学院への志願者数が40%以上に落ち込んでいることを示している<sup>5)</sup>。加えて、2005年秋から2014年秋までの間、全米の法科大学院への入学者数は、12600名の減少となっている<sup>6)</sup>。入学段階でのこの落ち込みの傾向によって、1973年以降に(ABAの)認証を受けた法科大学院における在籍者数は、最小になっている<sup>7)</sup>。

志願者と在籍者の数のこの落ち込みにはもっぱら2つの原因がある。1つには、2008年の経済の減速に伴い、法律事務所が規模縮小するとともに、経済の回復後も雇傭を増やさなかったことがある。例えば、National Association for Law Placementによれば、法科大学院修了生の就職率は、6年連続で減少し続けている。2013年修了生のうち、その84.5%だけが修了後9ヶ月のうちに就職できたに過ぎない<sup>8)</sup>。新規修了生に関する給与統計によれば、その給与は概ね芳しくない。National Association for Law Placementによると、「2012年におけるこの層の61245ドルと比べて、2013年、公表された給与から算出したこの層の全米での給与の中央値は62467ドルであり、中央値が72000ドルにまで増えた2008年以降の中央値の推移全体において、1年間の増加としては2番目に過ぎない<sup>9)</sup>。」

第2に、法科大学院は次第に進学しにくくなってきている<sup>10)</sup>。ABAによれば、私立の法科大学院の授業料(平均)は、2002年に年額24000ドルから2012

2) Law School Admissions Council, <http://www.lsac.org/lsacresources/data/lsac-volume-summary> (last visited Mar. 6, 2015).

3) *Id.*

4) *Id.*

5) The Young Lawyer Editorial Board, *If Unchanged, Legal Education Will Remain a Business in Decline*, Legal Intelligencer (Sep. 21, 2014), <http://www.thelegalintelligencer.com/id=1202671222119/If-Unchanged-Legal-Education-Will-Remain-a-Business-in-Decline>

6) Law School Admissions Council, <http://www.lsac.org/lsacresources/data/lsac-volume-summary> (last visited Mar. 6, 2015).

7) Ry Rivard, *Lowering the Bar*, Inside Higher Ed (Jan. 16, 2015), <https://www.insidehighered.com/news/2015/01/16/law-schools-compete-students-many-may-not-have-admitted-past-ij>

8) Nat'l Ass'n for Law Placement, *Employment for the Class of 2013: Selected Findings 1* (2014), <http://www.nalpl.org/uploads/PressReleases/Classof2013SelectedFindingsPressRelease>.

9) *For Second Year in a Row New Grads Find More Jobs, Starting Salaries Rise-But Overall Unemployment Rate Rises with Historically Large Graduating Class*, Nat'l Ass'n for Law Placement (Jun. 19, 2014), [http://www.nalpl.org/2013\\_selected\\_pr](http://www.nalpl.org/2013_selected_pr).

年には40000ドルを超えるまでに上昇している<sup>11)</sup>。ほぼ同様に、公立の法科大学院の授業料平均も、2002年に9392ドルから2013年には23879ドルに上昇している<sup>12)</sup>。法科大学院への進学が難しくなるとともに、法務博士(J. D. \* 訳注、米国の法科大学院では、通常、国内出身の院生にはこの学位が、外国からの留学院生にはL. L. M. が学位認定されることが多い。)の学位を要求する職種は減少し、その給与は頭打ちのままであり、法科大学院への志願者と在籍者の数が減少し続けていることは驚くに当たらない。

### 法科大学院は在籍者数の減少にいかに対応してきたか

法科大学院への志願者数の減少に伴って<sup>13)</sup>、法曹界から、そして進学してくる院生からの求めに応じて、院生の就職機会を増すために、法曹教育を改善することに向けた圧力が強まってきた<sup>14)</sup>。

法曹界のなかには、志願者数の減少は法曹養成の失敗によるものだという者もいる。例えば、南カリフォルニア大学の法と経済学教授である Gillian K. Hadfield 氏は、「これは、あまりにも多数の法曹を生産してしまっていることの問題ではない。実際には、普通の伝統的な法曹と大企業向けの法曹の両方に爆発的な需要がある。」彼女は、職業としての法

曹のあり方を所与とすれば、大企業は、彼らがエリート法科大学院での過度にアカデミックな教育と見なすものに満足していないという<sup>15)</sup>。Hadfield 教授らが主張するところは、その目標がより低い費用での実務教育となる法曹教育なのである。多くの法科大学院は、この目標を法律相談を提供することで達成している<sup>16)</sup>。法律サービスに対する需要の弱さと法曹の供給過剰に着目して、法科大学院は、修了生が就職市場に投入される前に、彼らに実践的な紛争処理(lawyering)を経験する機会を与えることを企図する教育課程や法律相談に力を入れている<sup>17)</sup>。

多くの法科大学院において、法律相談は、院生が最低1回は履修するよう求めるものになってきているが、広範な実務的技能や臨床的訓練を要求する法科大学院はまだ少数にとどまる<sup>18)</sup>。法科大学院の院生を法律相談に送り出すことを増やすことについて、法律研究者には、すべての院生に法律相談の課程か、またはエクスターンシップを義務づけることによって、クライアントとの生の相談経験(live-client experience)を求めることを主張する者もいる<sup>19)</sup>。「理想的に、もし法科大学院の院生が最低限1つの法律相談の課程か、またはエクスターンシップの履修を必修化するとして、幾つかの法科大学院でそれは実現可能ではないかも知れないが<sup>20)</sup>。」

10) Connecticut Law Tribune, *Where Are All the Law School Applicants*, Connecticut Law Tribune (Sep. 8, 2014), <http://www.ctlawtribune.com/id=1202669278384/Editorial-Where-Are-All-the-Law-School-Applicants#ixzz3P7sIBluW>.

11) Section of Legal Education and Admission to the Bar, American Bar Association, [http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal\\_education\\_and\\_admissions\\_to\\_the\\_bar/statistics/lis\\_tuition\\_authcheckdam.pdf](http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/lis_tuition_authcheckdam.pdf) (last visited Mar. 4, 2015).

12) *Id.*

13) Ry Rivard, *Lowering the Bar*, Inside Higher Ed (Jan. 16, 2015), <https://www.insidehighered.com/news/2015/01/16/law-schools-compete-students-many-may-not-have-admitted-past>.

14) Ethan Bronner, *Law Schools' Applications Fall as Costs Rise and Jobs Are Cut*, New York Times (Jan. 30, 2013), <http://www.nytimes.com/2013/01/31/education/law-schools-applications-fall-as-costs-rise-and-jobs-are-cut.html?pagewanted=all>.

15) *Id.*

16) Ethan Bronner, *At Stanford, Clinical Training for Defense of Religious Liberty*, New York Times (January 21, 2013), <http://www.nytimes.com/2013/01/22/us/at-stanford-clinical-training-for-the-defense-of-religious-liberty.html?pagewanted=1>.

17) Susannah Moran, *Are Odd Electives a Waste?*, Wall Street Journal (Dec. 16, 2012), <http://www.wsj.com/articles/SB10001424127887324296604578179393345730734>.

18) See Nat'l Ass'n for Law Placement, *2010 Survey of Law School Experiential Learning Opportunities and Benefits*, (May 2011), [http://www.nalp.org/may2011research\\_exp\\_learning](http://www.nalp.org/may2011research_exp_learning).

19) A. Benjamin Spencer, *The Law School Critique in Historical Perspective*, 69 Wash. & Lee L. Rev. 1949, 2060 (2012).

職業としての法曹と法律サービスに急速で実質的な変化を認めて、ABAは、2012年、「法曹教育の将来像に関するタスクフォース (the Task Force on the Future of Legal Education)」。以下「TF」を設置した。TFは、法科大学院、ABA、各州弁護士会および関係各所が、どのように法曹教育の経済性 (economics of legal education) に対処し、かつ、それを法科大学院院生にいかに関与させていくべきかについて、ABAに対して勧告するよう求められた。このTFの報告書が認める通り、「米国の法曹教育制度は広く世界的に賞賛されているが、職業として法曹である我々の全員が、この制度が、いま変化しつつありグローバル化していく世界のなかで、我々のクライアントと社会の求めるところの進展に適合するべく、強くかつ生命力に溢れるものであり続けられるように尽力しなくてはならない<sup>21)</sup>。」最終報告書は2014年に公表された。そのなかで、TFは、技能訓練、体験に基づく学修および実務に関わる諸能力の涵養に、いっそう着目するように提言している。最終的に、TFは、「現行の臨床的なエクスターンシップは、事務所内での法律相談 (in-house clinics) または (最終年度の) 3年目の実地研修 (third-year apprenticeships) によって補うことが考慮されてしかるべきである。院生は、法科大学院在籍中に実務的技能を涵養する機会を逸したことで、その修了時に無職であるからといって挙げられるようなことがあってはならない<sup>22)</sup>。」

法曹教育に変容を迫るこの声はABAに伝えられ、2014年、ABAは、以前のそれと実質的に異なる

る2014-15年度版「ABA法科大学院認証評価基準および手続規則 (ABA Standards and Rules of Procedure book)」を公表した。変更点は幾つかの進展によるものであるが、最も重要なのは、同基準および手続規則の改定のための委員会によって採用された部分である。新たに採用された基準には、幾つかの臨床的な教育に関する要件があるが、それはABAが臨床的な教育の重要性を認めたことによる<sup>23)</sup>。同基準303(a)(3)は、院生が、最低6単位時間 (six credit hours) の実習課程 (experiential courses) を履修しなければならないことを追加している (訳注、1セメスタの1実習科目につき実習現場での所用時間として1週6時間。法科大学院によって異なるが、もし教育課程上これに加えて課外学修も要求する単位に位置づけられている場合には通常実質的にその2-3倍の時間を費やさなければならない)<sup>24)</sup>。同基準304には、模擬教育課程 (simulation course) および法律相談の定義を置く<sup>25)</sup>。

### 比重を増す中小企業に対する法律相談を通じた実務教育

法曹教育における変化の進展にしたがい、この報告書では、経済社会における法律サービスの需要に注目すべき増加が認められると指摘されている。その理由は、当時、「経済活動が実際に大いに拡大しつつあり、新たな企業が生まれ「(originally added by Prof. Waxman)」あらゆる経済の分野に亘って数多くの取引が急増した<sup>26)</sup>」からである。

法科大学院修了生の数は、経済の成長に伴って増

20) John Lande, Reforming Legal Education to Prepare Law Students Optimally for Real-World Practice, 2013 J. Disp. Resol. 1, 14 (2013).

21) ABA News Release, ABA legal education task force calls for innovation to reduce cost and improve value of law degrees, ABA (Jan. 24, 2014), [http://www.americanbar.org/news/abanews/aba-news-archives/2014/01/aba\\_legal\\_education.html](http://www.americanbar.org/news/abanews/aba-news-archives/2014/01/aba_legal_education.html)

22) James R. Holbrook, Reflections on the Future of Legal Education, 2014 Utah L. Rev. OnLaw 53, 61 (2014).

23) ABA, ABA Standards and Rules of Procedure for Approval of Law Schools 2014-2015, (2014), available at [http://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/misc/legal\\_education/Standards/2014\\_2015\\_aba\\_standards\\_and\\_rules\\_of\\_procedure\\_for\\_approval\\_of\\_law\\_schools\\_bookmarked.authcheckdam.pdf](http://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/misc/legal_education/Standards/2014_2015_aba_standards_and_rules_of_procedure_for_approval_of_law_schools_bookmarked.authcheckdam.pdf).

24) ABA Section of Legal Education and Admission to the Bar Standards Review Committee, Overview of Changes to the Standard for Approval of Law Schools, ABA (2014), [http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal\\_education\\_and\\_admissions\\_to\\_the\\_bar/council\\_reports\\_and\\_resolutions/overview\\_of\\_changes.authcheckdam.pdf](http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/council_reports_and_resolutions/overview_of_changes.authcheckdam.pdf).

25) *Id.*

え続けてきた。いまや、法曹の半数以上が契約対応法（transactional law \* 訳注、契約書起案前の法的論点の洗い出し、契約書起案、相手方との交渉と契約履行のサポート、これらをより有効適切・効率的になす技能およびこれらをクライアントのビジネス上の目的や成果を理解して行う能力等に関連する法実務の総称）に従事している<sup>27)</sup>。実際、2000年実施の850名の若手法曹が回答したABAの調査では、回答者の半数が自らの仕事で最も大きい比重は契約対応法にあるとしている<sup>28)</sup>。さらに、回答者の25%から49%が、自らの時間のうち会社法一般および商取引法に最も多くの時間を費やしているとしている<sup>29)</sup>。これらの情報のすべてが示唆するところは、法科大学院が契約対応法について院生を教育する用意を実質的に増加させる必要があるということである

契約対応法は法実務の特色ある一形態であって、法律文書の解釈、訴訟や紛争の処理に力点があるというよりも、むしろ「交渉術の法（“a law of the deal”）」を創造することに力点がある<sup>30)</sup>。しばしば「特注（“private ordering”）」とも称されるこの種の法実務は、相互の関係を規律することになるルールを創造する（けっして政府や裁判所ではなく）両当事者に依拠するものである<sup>31)</sup>。

ドレーク大学法科大学院の教授である Lisa Penland 氏は、契約対応法に従事する法曹に必要な4つの中核能力を、(1)ビジネス上の協力を理解する

こと、(2)事実を探索し、法を調査できる諸能力、(3)契約書を起案し交渉できる諸能力、(4)契約対応法における倫理上の論点を突き止め、説明できる諸能力としている<sup>32)</sup>。契約書の起案に関する教育課程を提供する多くの法科大学院では、いま顕著に、数多くの契約対応法に関する法律相談を有するに至っている<sup>33)</sup>。また、法科大学院の教育課程に関する研究によれば、上記の4つの中核能力に関連する教育課程が普及してきていることがわかる<sup>34)</sup>。

新たな臨床的な教育についての法科大学院基準に適合し、志願者数の減少に対抗し、かつ、契約対応法に従事できるよう院生に準備させるために、各法科大学院は、契約対応法に関する法律相談を新設しつつある。カウフマン財団（\* 訳注、1960年代設立、カンザス州に拠点を置く全米最大規模の教育振興・起業家支援等を目的とする財団。）による委託研究報告によれば、ABA 認証の全米200校の法科大学院のうちまさに140校を超える法科大学院に契約対応法に関する法律相談が置かれている<sup>35)</sup>。各法科大学院はABAの新しい認証評価基準に適合しなければならず、この種の法律相談の数は、顕著に増加し続けるであろう。例えば、上記のカウフマン財団による委託研究報告書には、Marquette 大学法科大学院の新設科目である起業家法律相談（Entrepreneurship Clinic）は含まれていない<sup>36)</sup>。

契約対応法に関する法律相談にも幾つかのタイプがある。ジョージワシントン法科大学院の中小企業振

26) *MacCrate Report*, *supra* n. 19, at 17.

27) Lisa Penland, What A Transactional Lawyer Needs to Know : Identifying and Implementing Competencies for Transactional Lawyers, 5 J. Ass'n Legal Writing Directors 118 (2008).

28) ABA Young Lawyers Div., *Career Satisfaction Survey 1*, [http://www.abanet.org/yld/satisfaction\\_800.doc](http://www.abanet.org/yld/satisfaction_800.doc) (Nov. 7, 2000).

29) *Id.*

30) Susan R. Jones & Jacqueline Lainez, Enriching the Law School Curriculum : The Rise of Transactional Legal Clinics in U.S. Law Schools, 43 Wash. U. J. L. & Pol'y 85, 97 (2013).

31) Tina Stark, Ass'n Am. Law Sch., Petition for Provisional Status : Proposed Section on Transactional Law and Skills, available at [entrepreneurs.typepad.com/files/aalspetition-1.doc](http://entrepreneurs.typepad.com/files/aalspetition-1.doc) (last visited June 13, 2013).

32) *Id.* at 124.

33) *Id.*

34) Stephen Veit's Research

35) Law School Entrepreneurship Clinics, Ewing Marion Kauffman Found., <http://www.entrepreneurship.org/en/entrepreneurship-law/law-school-entrepreneurship-clinics.aspx> (last visited October, 28, 2014).

36) <http://law.marquette.edu/assets/marquette-lawyers/pdf/legal-clinic-for-start-ups.pdf> (last visited November 21, 2014).

興法律相談室 (Small Business & Community Economic Development Clinic, George Washington Law School) 室長で臨床法 (Clinical Law) の教授である Susan Jones 氏と、リッチモンド大学法科大学院の知的財産および契約対応法相談室 (Intellectual Property and Transactional Law Clinic) 室長で臨床法 (Clinical Law) の準教授である Jacqueline Lainez 氏は、全米すべての契約対応法に関する法律相談の一覧を分析して、これらを6つの類型、すなわち(1)中小企業および起業家向け (“SB”)、(2)極小企業向け (Microenterprise (“ME”))、(3)非営利法人向け (“NPO”)、(4)知的財産 (“IP”)、(5)アートおよびエンタメ (“A&T”)(6)地域経済活性 (“CED”) に分類している<sup>37)</sup>。

契約対応法に関する法律相談について、62校 (増加中<sup>38)</sup>) が中小企業向け、起業家向けまたはジョージワシントン法科大学院の中小企業振興法律相談室のような中小企業向け法律相談の類型である<sup>39)</sup>。このような中小企業向け法律相談には、「自らそのビジネスの到達目標や目的を理解できるようにクライアントをカウンセリングするとともに、制定法、行政規則、判例法を背景にして企画し、起案し、交渉すること」が含まれる。ジョージワシントン法科大学院の法律相談室のように、39校の法科大学院が「地域振興」向けの契約対応の法律相談を提供しており、そこでは地域の活性化と経済振興の目的が強調されている。ジョージワシントン大学は別として、ノートルダム大学やフロリダ農工業大学 (Florida A & M Univ.) の法科大学院では、地域経

済活性化向けの法律相談を置いている<sup>40)</sup>。

次に、2校の法科大学院に極小企業向けの法律相談がある。「極小企業」向けの法律相談<sup>41)</sup>でも中小企業向けのそれと似たサービスを提供しているが、クライアントが異なる。極小企業向けサービスは、野心的な起業家で、オーナーを含めて5人以下の従業員しか雇っておらず、したがって中小企業よりもはるかに小規模なものとして広く定義されている<sup>42)</sup>。

27校の法科大学院に知的財産の契約対応に関する法律相談がある。これらの法律相談は、主として商標権、著作権および特許権に力点を置いている。さらに、13校の法科大学院で、非営利法人向けの法律相談がある。これらの法律相談では、非営利法人に対してのみサポートを提供している<sup>43)</sup>。最後に、6校の法科大学院が、アートおよびエンタメに関する法律相談を行っている。

37) Susan R. Jones & Jacqueline Lainez, *Enriching the Law School Curriculum: The Rise of Transactional Legal Clinics in U.S. Law Schools*, 43 Wash. U. J. L. & Pol’y 85, 99 (2013).

38) The recent addition of Marquette University Law School entrepreneurship clinic was not included.

39) Susan R. Jones & Jacqueline Lainez, *Enriching the Law School Curriculum: The Rise of Transactional Legal Clinics in U. S. Law Schools*, 43 Wash. U. J. L. & Pol’y 85, 97 (2013).

40) <http://law.nd.edu/academics/clinics-and-experiential-learning/clinics/community-development-clinic/> and <http://law.famu.edu/go.cfm/do/Page.View/pid/83/t/Clinics.html>.

41) *Id.* at 100.

42) Elaine L. Edgecombe & Tamra Thetford, *The Aspen Inst., Microenterprise Dev. as Job Creation* (2013). Need URL

43) <http://www.entrepreneurship.org/entrepreneurship-law/law-school-entrepreneurship-clinics.aspx> (last visited November 19, 2014).

## Law School Application and Enrollment Data

### Number of LSATs Administered from 2004-2014<sup>44)</sup>

	2004-2005	2005-2006	2006-2007	2007-2008	2008-2009	2009-2010	2010-2011	2011-2012	2012-2013	2013-2014
LSATs Administered End-of-Year	145,300	137,400	140,000	142,300	151,400	171,500	155,100	130,000	112,500	105,500
% change from prior year	-1.6%	-5.4%	1.9%	1.6%	6.4%	13.3%	-9.6%	-16.2%	-13.4%	-6.2%
Credential Assembly Service (CAS) Registrations End-of-Year	84,800	80,900	78,300	78,200	80,600	87,900	70,000	62,000	53,900	51,600
% change from prior year	-5.8%	-4.6%	-3.2%	-0.2%	3.1%	9.1%	-20.4%	-11.5%	-13.0%	-4.3%

### Number of Law School Applicants from 2005-2014<sup>45)</sup>

Volumes are rounded the nearest hundred.

	Fall 2005	Fall 2006	Fall 2007	Fall 2008	Fall 2009	Fall 2010	Fall 2011	Fall 2012	Fall 2013	Fall 2014
ABA Applicants Preliminary End-of-Year	93,500	87,300	82,800	82,000	85,600	87,500	78,800	67,700	59,400	54,500
% change from prior year	-5.2%	-6.7%	-5.1%	-1.0%	4.4%	2.3%	-10.0%	-13.7%	-12.3%	-6.7%
Final End-of-Year	95,800	88,700	84,000	83,400	86,600	87,900	78,500	67,900	59,400	
% change from prior year	-4.8%	-7.4%	-5.2%	-0.8%	3.8%	1.5%	-10.7%	-13.5%	-12.4%	
Admitted Applicants Final End-of-Year	56,100	56,000	55,500	55,500	58,400	60,400	55,800	50,600	45,700	
% change from prior year	0.3%	-0.2%	-0.9%	0.0%	5.1%	3.5%	-7.7%	-9.2%	-9.8%	
ABA First-Year Enrollment End-of-Application-year	48,100	48,900	49,000	49,400	51,600	52,500	48,700	44,500	39,700	
% change from prior year	-0.2%	1.7%	0.3%	0.7%	4.5%	1.6%	-7.2%	-8.7%	-10.8%	
ABA Applicants Preliminary End-of-Year	543,000	527,900	514,800	530,600	564,000	602,300	536,500	469,500	385,400	352,400
% change from prior year	-1.7%	-2.8%	-2.5%	3.1%	6.5%	6.8%	-10.9%	-12.5%	-17.9%	-8.2%

44) <http://www.lsac.org/lisacresources/data/lisac-volume-summary>

Number of LSATs<sup>46)</sup>

LSATS ADMINISTERED—COUNTS AND PERCENT INCREASES BY ADMIN AND YEAR

Year	June	% Chg	Sept/Oct	% Chg	December	% Chg	February	% Chg	Total	% Chg
1987-1988	18,902		36,804		33,874		26,408		115,988	
1988-1989	23,064	22.0%	40,577	10.3%	42,564	25.7%	30,883	16.9%	137,088	18.2%
1989-1990	22,088	-4.2%	43,274	6.6%	44,044	3.5%	29,459	-4.6%	138,865	1.3%
1990-1991	25,677	16.2%	49,957	15.4%	42,685	-3.1%	34,366	16.7%	152,685	10.0%
1991-1992	24,211	-5.7%	50,077	0.2%	43,588	2.1%	27,691	-19.4%	145,567	-4.7%
1992-1993	24,778	2.3%	46,491	-7.2%	41,533	-4.7%	27,252	-1.6%	140,054	-3.8%
1993-1994	23,061	-6.9%	46,359	-0.3%	38,982	-6.1%	23,626	-13.3%	132,028	-5.7%
1994-1995	22,880	-5.1%	42,927	-7.4%	39,670	1.8%	24,076	1.9%	128,553	-2.6%
1995-1996	20,336	-7.1%	38,406	-10.5%	36,368	-8.3%	19,646	-18.9%	114,756	-10.7%
1996-1997	19,055	-6.3%	36,020	-6.2%	30,953	-14.9%	19,287	-1.8%	105,315	-8.2%
1997-1998	20,010	5.0%	34,399	-4.5%	29,879	-3.5%	19,703	2.2%	103,991	-1.3%
1998-1999	18,933	-5.4%	33,558	-2.4%	32,116	7.5%	19,629	-0.4%	104,236	0.2%
1999-2000	20,448	8.0%	36,540	8.9%	30,731	-4.3%	19,434	-1.0%	107,153	2.8%
2000-2001	20,151	-1.5%	37,847	3.6%	30,111	-2.0%	20,921	7.7%	109,030	1.8%
2001-2002	23,908	18.6%	46,745	23.5%	38,045	26.3%	25,553	22.1%	134,251	23.1%
2002-2003	27,808	16.3%	52,604	12.5%	41,887	10.1%	25,715	0.6%	148,014	10.3%
2003-2004	27,471	-1.2%	53,701	2.1%	41,215	-1.6%	25,230	-1.9%	147,617	-0.3%
2004-2005	28,600	4.1%	50,386	-6.2%	41,985	1.9%	24,287	-3.7%	145,258	-1.6%
2005-2006	25,984	-9.1%	49,197	-2.4%	40,023	-4.7%	22,240	-8.4%	137,444	-5.4%
2006-2007	24,879	-4.3%	48,171	-2.1%	41,033	2.5%	25,965	16.7%	140,048	1.9%
2007-2008	25,103	0.9%	49,785	3.4%	42,250	3.0%	25,193	-3.0%	142,331	1.6%
2008-2009	28,939	15.3%	50,721	1.9%	43,646	3.3%	28,092	11.5%	151,398	6.4%
2009-2010	32,595	12.6%	60,746	19.8%	50,444	15.6%	27,729	-1.3%	171,514	13.3%
2010-2011	32,973	1.2%	54,345	-10.5%	42,096	-16.5%	25,636	-7.5%	155,050	-9.6%
2011-2012	26,812	-18.7%	45,169	-16.9%	35,825	-14.9%	22,152	-13.6%	129,958	-16.2%
2012-2013	25,223	-5.9%	37,780	-16.4%	30,226	-15.9%	19,286	-12.9%	112,515	-13.4%
2013-2014	23,997	-4.9%	33,673	-10.9%	28,363	-6.2%	19,499	1.1%	105,532	-6.2%
2014-2015	21,803	-9.1%	30,943	-8.1%						

45) Id.

46) Id.

Law School Tuition 1985-2012<sup>47)</sup>

PRIVATE SCHOOL					
Year	# of Schools	Average	Increase Over	Median	Increase Over
	in Calculation	Tuition/Fees	Previous Year	Tuition&Fees	Previous Year
1985	101	\$ 7,626		\$ 7,335	
1986	100	\$ 8,225	9%	\$ 8,046	9%
1987	99	\$ 8,911	8%	\$ 8,690	8%
1988	100	\$ 9,662	8%	\$ 9,577	10%
1989	101	\$ 10,620	10%	\$ 10,446	9%
1990	101	\$ 11,728	10%	\$ 11,680	12%
1991	101	\$ 12,738	11%	\$ 12,999	11%
1992	101	\$ 13,730	8%	\$ 14,204	9%
1993	99	\$ 14,826	8%	\$ 14,812	4%
1994	102	\$ 15,835	8%	\$ 15,965	8%
1995	103	\$ 16,796	7%	\$ 16,930	6%
1996	103	\$ 17,785	6%	\$ 17,983	6%
1997	102	\$ 18,726	6%	\$ 19,038	6%
1998	104	\$ 19,693	5%	\$ 19,880	4%
1999	105	\$ 20,709	5%	\$ 20,940	5%
2000	105	\$ 21,790	5%	\$ 21,920	5%
2001	106	\$ 22,961	5%	\$ 22,870	4%
2002	108	\$ 24,193	5%	\$ 24,228	6%
2003	109	\$ 25,574	5%	\$ 25,500	5%
2004	108	\$ 26,952	6%	\$ 27,005	6%
2005	111	\$ 28,900	5%	\$ 28,670	6%
2006	115	\$ 30,520	7%	\$ 30,670	6%
2007	117	\$ 32,367	7%	\$ 32,168	5%
2008	118	\$ 34,298	6%	\$ 33,985	6%
2009	117	\$ 35,743	6%	\$ 36,000	7%
2010	119	\$ 37,447	4%	\$ 37,330	3%
2011	119	\$ 39,164	5%	\$ 39,496	5%
2012	119	\$ 40,634	4%	\$ 40,732	3%

47) [http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal\\_education\\_and\\_admissions\\_to\\_the\\_bar/statistics/ls\\_tuition\\_authcheckdam.pdf](http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_education_and_admissions_to_the_bar/statistics/ls_tuition_authcheckdam.pdf)